

## 令和2年度 第1回 甲賀市国民健康保険運営協議会議事録

1. 開催日時 令和2年5月19日(火) 14:00～15:20
2. 開催場所 甲賀市役所 3階 会議室301A
3. 在任委員数 18人
4. 会議出席者 運営協議会委員 13名  
被保険者代表 : 堅田委員、山中委員、宇田委員  
保険医、保険薬剤師代表 : 塩澤委員、村木委員、渡邊委員  
公益代表 : 堀委員、池本委員、辻委員、  
木村委員、黄瀬委員  
被用者保険代表 : 脇之菌委員、小林委員  
事務局  
正木副市長、市民環境部 澤田部長、喜多次長、  
山元総務部理事、西田健康福祉部次長、地平税務課長、  
直村課長補佐、幡野保険年金課長、森田課長補佐、  
井上国保年金係長
5. 欠席委員 被保険者代表 : 中村委員、藤本委員  
保険医、保険薬剤師代表 : 古西委員、浅寫委員  
被用者保険代表 : 阿部委員
6. 会議次第
  - 1) 開会
  - 2) 会長あいさつ
  - 3) 副市長あいさつ
  - 4) 諮問
  - 5) 報告事項  
令和元年度 国民健康保険特別会計決算見込について  
甲賀市国民健康保険の状況について  
傷病手当金の支給に伴う国民健康保険条例改正について
  - 6) 議題  
(1) 令和2年度 甲賀市国民健康保険税率(案)について  
(2) 国民健康保険税の仮算定(案)について
  - 7) その他
  - 8) 閉会

## 7. 会議の概要

(開会)

会 長：あいさつ

副市長：あいさつ

(諮問書の伝達)

(報告)

○令和元年度 国民健康保険特別会計決算見込について

○国民健康保険の状況について

○傷病手当金の支給に伴う国民健康保険条例改正について

会 長：「令和元年度 国民健康保険特別会計決算見込」と「国民健康保険の状況」「傷病手当金の支給に伴う国民健康保険条例改正」について、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料1、資料2、資料3）

会 長：質疑はないか。

(特になし)

(議題)

○令和2年度 国民健康保険税率（案）について

会 長：続いて、議題に入る。本協議会へ諮問いただいた「令和2年度 国民健康保険税率（案）について」を議題とする。事務局からの説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料4）

会 長：質疑はないか。

(特になし)

会 長：意見がなければ、この税率(案)を承認してもよいか。

(異議なし、承認)

会 長：それでは、市長へ「据え置きで承認する」旨の答申をする。

○国民健康保険税の仮算定の廃止（案）について

会 長：続いて、2つ目の議題に入る。本協議会へ諮問いただいた「国民健康保険税の仮算定の廃止（案）について」を議題とする。事務局からの説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料5，5－1，5－2）

会 長：質疑はないか。

委 員：新型コロナウイルス感染症の影響で国保税の減免があることや令和2年度の国保税率も据え置きということだが、仮算定の廃止で納期を10カ月とすると1カ月当たりの保険料が高くなる。税率は据え置きとするにもかかわらず、収入が減って、徴収額が増えるとなったら、納付しない人や徴収欠損が生じるのではないか。例えば、6月から翌年の5月までを1年間とすることはできないのか。当然、今年の収入は3月までなので、今年の収入は減るが来年からはその間は一時的に基金か予備費で賄って次の年からは同じ1年間の収入とする。徴収額が増えると逆に税率を据え置いたという意味がなくなるのではないか。

事務局：今回の場合は、仮算定を廃止すると1回当たりの納付額が増える形になる。ただ、納付の時期が少し遅くなり6月から納付になるので、4月、5月の他の税金であるとかいろいろな経費が必要な時に国保税の支払いがないという利点もある。もう一点、毎月の家計のやりくりの中で一定額が増えると負担になるという方は、納付の相談の中で今までどおりの12回支払いの方法も考えている。もう1点、コロナの影響について、徴収猶予の中で必要な方は1年間猶予できる。なおかつ、令和3年4月、5月も支払いがない期間が伸びて、コロナの影響から改善された方にとってはメリットとなると考えている。それからもう1点、納付期間を6月から来年の5月末までとしてはどうかというご意見については、おうみ自治体クラウド協議会に入ることに伴い、市全体の経費については削減されるが、今回6月から5月末までとする改修を行うと、おうみ自治体クラウド協議会では対応できなくなり、システム改修とシステム管理を市独自で行わなければならない、デメリットとなる。メリット、デメリットを検討した中で、仮算定を廃止するとうことで進めたいと考えている。

会 長：ほかに意見はないか。意見がなければ、この廃止(案)を承認しても

よいか。

(異議なし、承認)

会 長：それでは、市長へ「廃止で承認する」旨の答申をする。

会 長：次に、その他事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局：説明（国民健康保険税の徴収猶予及び減免について）

会 長：質疑はないか。

委 員：他の市県民税や固定資産税についても徴収猶予や減免はあるのか。

事務局：徴収猶予については、市のすべての税が対象となる。減免については、国民健康保険税のみになる。

委 員：全額、国費で補填されるのは、国民健康保険税だけか。

事務局：全額、国費で補填されるのは国民健康保険税だけだが、すべての税が対象となる徴収猶予は地方債の特例措置の対象となる。

事務局：説明（前期（５月から７月）特定健診（集団健診）の中止について）

会 長：質疑はないか。

(特になし)

会 長：それでは、本日の会議を終了いたします。

会長代理：閉会あいさつ